

令和7年12月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

7番	那須英二	8番	加藤明由
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第19 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- （追加日程）
- 日程第24 議案第76号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第77号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第78号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第79号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第80号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第29 議案第81号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第82号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第83号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 発議第3号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について
- 日程第33 議員派遣の件
- 日程第34 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と加藤明由議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について

日程第3 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について

日程第7 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について

日程第8 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第11 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について

日程第19 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について

日程第20 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第21 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第54号から日程第23、議案第75号まで、以上22件を一括議題といたします。

本案22件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市部設置条例の一部改正についてはじめ7件です。

本委員会は、去る12月15日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第54号弥富市部設置条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、行政課題に対応するため内部組織を見直すとするが、防災課の所管を総務部ではなく企画部とする審議内容はとの質問に、市側より、この条例改正により総務部を企画部と総務部に分割し、企画部は人事秘書課、企画政策課、防災課の3課、総務部は総務課、財政課、税務課、収納課とします。企画部に人事秘書課をはじめ全庁的な調整機能を担う部署を配置し、市全体の方針決定や政策推進に直接関わる部局とし、特に、防災課は災害発生時における迅速な初動対応をはじめとして関係部局との連絡調整、情報の集約、対策本部の支援という役割があり、この機能は企画部内に配置することで強化されると考えております。企画部のネットワークを生かし、人事秘書課を含む庁内各部局との調整がより円滑に行えることで災害時の意思決定の迅速化にもつながるものと考えておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、この改正をすることで市民の権利の阻害とはならないかとの質問に、市側より、値上げをするが、実費徴収であること、申請者が受け取り資料を白黒もしくはカラーにする選択が可能であることからそのようなことには当たらないと考えますとの答弁がありました。

続いて、討論に入り、マイナンバーカードを保有する市民のみが使用できること、無人端末機での交付は、長い目で見たととき自治体の人員削減につながるおそれがあるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第55号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につい

てを審査いたしました。

委員より、教育に関する事務を市長が管理するとあるが、どこまで関与するのかとの質問に、市側より、本条例を制定することで図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理に及び廃止に関することや文化財の保護に関することなどの事務が市長部局の所管になることで、観光、文化、地域振興等における機動的、一体的な活用を促進することが可能となり、まちづくり、観光などを含めた他の行政分野との一体的な取組の推進が可能となると考えていますとの答弁があり、続いて、政治的中立性、公正中立な意思決定は担保できるか。時の首長が不当に教育に介入する権限を持つことにならないかと質問に、市長部局が図書館及び歴史民俗資料館に関する事務を所管することになっても、社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりなく、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、教育委員会と引き続き連携してまいりますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、設置や管理が時の首長に権力が集中し過ぎることを懸念する。教育の自主性、時の政治からの中立性の観点から反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第56号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、特に自動車レンタル料とポスター印刷代の過剰請求が問題になるが、本市の選挙でもいまだに過剰請求が後を絶たず、対策がなされていないのではないかとと思われる。実勢価格を反映した条例を制定している自治体も存在しているが検討したのかとの質問に、市側より、市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例では、選挙公営の対象それぞれに定められた金額の範囲内で、候補者が契約した事業者からの請求により支払うこととされており、条例に基づき定められた金額の範囲内の請求であれば公費での支払いを行っています。また、市議会の議員及び市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例については、公職選挙法の規定に、国政選挙に準じて条例で定めるところによりとされており、本市も国政選挙に準じて条例を制定しているので、独自の条例制定は検討していませんとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、他市で取り組んでいることが本市でできないことはない。支出削減の観点から反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第57号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、値上げの根拠、その数字的データはとの質問に、市側より、使用料は利用する人が相応の費用を負担するという受益者負担の原則に基づき、平成29年度使用料から5年ごとに見直しを行ってきましたが、近年の急激な人件費や物価の高騰を受け、このような社会情勢への適切な対応とともに、利用者や事務の混乱を避けるため今後3年ごとに見直していくこととしました。数字については、改定後の公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、見直しを行う前年度である令和6年度の維持管理費の決算額を用いて、施設の面積や利用時間から1平米及び1時間当たりの費用である単位原価を算出し、その額に利用する面積や利用時間を乗じて算出していますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、負担の公平性の確保というが、市民の所得格差に考慮すべきと考える。景気がよくなるまで公共施設使用料の改定を行うことに反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第58号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第70号弥富市駅前広場条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、利用可能なポケットパークの面積、全面を使用した際の使用料、使用料を減免する場合の想定についての質問に、市側より、全体面積は約523平方メートルで、営利目的で使用しない場合の1時間当たり1時間5円を乗じた2,610円で、使用料の減免は今後規則等で定めていきますが、想定は本市や自治会等が開催するイベント等を考えていますとの答弁があり、続いて、申請窓口及び許可申請期間、当日以外の準備等に要した利用時間の考え方はとの質問には、窓口は都市整備課で、申請受付期間は他の施設等を参考に規則等で定めていくとし、当日以外の日に準備に要した利用時間の使用料は加算し、夜間などイベント等を開催していない時間の使用料は加算しない予定ですとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

最後に、議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、本条例により設置する審議会では具体的に何を審議するのか。また、下水道事業経営審議会との違いはとの質問に、市側より、下水道使用料審議会では、使用料対象経費の算定、使用料体系の設定及びその負担の妥当性など使用料の適正化に特化したものを審議し、下水道事業経営審議会では下水道事業全体の計画、運営及び経営事項など幅広く審議しますとの答弁がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承し、付託事項の審査を終了しました。

続いて、行政視察報告を議題とし、板倉副委員長より、令和7年10月24日に出向きました菊川市産業支援センターE n G A W Aについて報告していただきました。

総務建設委員会で取り組んでおります産業支援施策に関し、事業継承や創業、経営基盤強化などの課題の解決や、ビジネスマッチングの促進などの課題解決に取り組むE n G A W A

の職員、担当課より実情を伺ってまいりました。

詳細は御報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

最後に、閉会中の所管事務調査では、ただいま御報告しました産業支援施策調査の継続、新たにヤード条例制定に向けた調査を行うことから、特定事件継続調査申出を議長に申し出ることを全会一致で了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてはじめ11件です。

本委員会は、去る12月16日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、フリースペースや屋外テラスを個人が自由に利用する際に係る使用料は発生しないという理解でよいかとの質問に、市側より、一定時間占有する場合は面積に応じ使用料を徴収するが、個人が自由に利用する場合の使用料はかかりませんとの答弁があり、他の委員から、市民ホール及び産業会館はいつから使えなくなるのかとの質問に、市民ホールは工事のため令和7年6月より使用を中止しており、産業会館はまちなか交流館のリニューアルに合わせ令和8年7月より使用を中止しますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、産業会館を廃止することが含まれるが、現在、産業会館は利便性があり利用している。今後も市民活動の拠点として活用し、にぎわい発展に生かしてほしいという観点から反対するとの反対討論に続いて、他の委員から、現在も図書館、歴史民俗資料館や2階スペースなど建物は1つであるが、本条例が制定され弥富まちなか交流館が定義され、他の条例と併せ有効活用が可能となることから賛成すると、それぞれ討論がありました。

採決の結果、議案第59号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、本市に議案に当てはまるような施設あるいは参入を考えているなどの相談等はあるかとの質問に、市内に当該施設はなく、今のところ参入希望の相談等はありませんとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論に入り、子供を預かる施設を規制緩和することで事故のリスクを上げることにつながるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第60号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、設備や職員基準を適用しなかった場合、事件・事故などのリスクが増大してしまうのではないかととの質問に、今回の改正は、離島等で保育所等の施設の確保が著しく困難である地域において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の配置基準について適用しないことを規定するもので、本市内においては特段の影響はありませんとの答弁に、それではなぜ提案するのかとの質問に、今回は影響はないが、これまで他の条例改正でも、今後影響が生じる可能性を考慮し行っていますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論では、本市の現状に影響がないが、今後参入となった場合、横着な運営が可能となり将来に不安を残すことにつながるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第61号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第62号弥富市児童厚生施設条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、見直しの目的、利用を児童及びその保護者に限定した理由、これまでに児童館利用において使用料を徴収した事例はあったかとの質問に市側より、現在は児童館業務に支障のない場合に限定し児童及びその保護者以外で市長が特に利用の必要を認めた者も利用できるとした規定があるものの、長期間、児童及びその保護者以外の利用がないことから実態に即して改正するものでこれまで使用料を徴収した事例はありませんとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第62号は、全会一致で原案を了承いたしました。

続いて、議案第63号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、虐待の防止に係る条文の変更というが、具体的に何がどう変わるのかとの質問に、今般、児童福祉法の改正により、児童養護施設等を対象とする被措置児童等虐待、いわゆる施設・事業の職員等による被措置児童等に対する虐待のことですが、その対象となる施設・事業に保育所や放課後児童健全育成事業等が追加されたこと等に伴い、引用条文の整備を行うものであり、条例の内容の変更はありませんとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第63号は、全会一致で原案を了承いたしました。

続いて、議案第64号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、入園児虐待防止に係る規定が創設されたというが、具体的に何がどうなっていくのか。現状との違いは何かとの質問に、議案第63号同様、条例の内容変更はないものの、

児童福祉法の改正により、今後、施設・事業の職員等による児童に対する虐待は通告義務等が義務づけられるものと答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第64号は、全会一致で原案を了承いたしました。

議案第65号障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第66号十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について及び議案第67号高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についての以上3件の審査では、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

続いて、議案第68号デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを審査いたしました。

委員より、指定管理者制度導入に関する基本指針では、公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、原則として公募とすると定められているが、デイサービスセンターの指定管理者の選定は公募方式によるものか、それとも非公募方式によるものかとの質問に、市側より、公の施設の指定管理者制度運用方針の非公募とすることができる基準に、社会福祉施設などで継続性が特に必要な場合という項目があり、これに基づき非公募としました。

続いて、当該選定方法を採用した理由についての質問に、現在のデイサービスセンターを管理する社会福祉法人弥富福祉会は、平成18年7月1日から指定管理者として当該施設の適正な管理を継続的に実施していること、利用者に適切なサービスを提供していること、また現在68人の利用者があり、利用者にとって指定先が変わることは精神的な負担が増加することも考慮しましたとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、賛成討論があり、採決の結果、議案第68号は、全会一致で原案を了承いたしました。

最後に、議案第69号南デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

続きまして、行政視察報告では、小久保副委員長より、令和7年11月4日、5日に千葉県船橋市役所、千葉県松戸市、児童養護施設・晴香園へ出向き、保育士確保と保育士支援に着目し、保育士が安心して働き続けられる環境づくりを目指す取組、こどもショートステイ事業など、子育て支援体制の充実と児童虐待防止といった課題を抱え解決の取組を現地視察してまいりましたことを報告していただきました。

なお、詳細は報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

続いて、閉会中の所管事務調査については、私から、今後、市側に政策提言を行うため、引き続き特定事件継続調査申出を議長に申し出ることを全会一致で了承いたしましたことを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）はじめ4件です。

本委員会は、去る12月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、市側より一括して補正予算の説明があり、その後1件ずつ審査いたしました。

議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、委員より、財政調整基金を6,274万6,000円取り崩すことになるが、基金現在高はどの程度かとの質問に、市側より、令和6年度末での現在高が約16億9,200万円で、このたびの一般会計補正予算案までの財政調整基金繰入金を全て差し引くと約12億9,800万円ですとの答弁がありました。

他の委員から、企業版ふるさと納税寄附金が増額補正された理由はどの質問に、市側より、令和7年10月末現在の寄附額が4社からの620万円ございましたので、増額補正をさせていただきましたとの答弁がありました。

続いて、債務負担行為補正に弥富市観光協会補助金が計上されたが、この経費を当初予算ではなくこの時期になって追加計上する必要性が生じた理由はどの質問に、市側より、当初、令和7年度の令和8年3月にやとみ桜まつり及び夜桜ライトアップの開催を予定していたが、ここ2年間の桜の開花状況を鑑み、やとみ桜まつりは令和8年4月4日、5日に、夜桜ライトアップも令和8年4月1日より開催することとしたため、事業実施は令和8年度ですが、令和7年度中に契約等を行い、翌年度にわたって支出が生じることから債務負担行為として計上したためですとの答弁に対し、このような債務負担行為は次年度も続くのかとの再質問があり、市側より、お見込みのとおりですとの答弁がありました。

他の委員から、介護給付費、訓練等給付費が4,708万6,000円増額の要因はどの質問に、市側より、今年度上半期における障害福祉サービス別の利用者数は、共同生活援助（グループホーム）が昨年度比で1月当たり5.4人の増加、就労移行支援が昨年度比で1月当たり9.8人の増加、就労継続支援B型が昨年度比で1月当たり19.6人の増加と、想定以上の増加傾向となっているため給付費に不足が生じたものですとの答弁がありました。

他の委員から、いじめ問題専門委員の報酬として100万円が計上されているが、職務内容と報酬内訳はどの質問に、市側より、いじめ問題専門委員会が設置されたことによるもので、今後、委員会を6日間の開催で1日当たり2万円の報酬を5名人分として60万円、また当事

者や関係者への聞き取り調査を5日間行うことで1日当たり2万円の報酬を5名に支払うため50万円の合計110万円です。なお、執行残が10万円のため100万円の補正予算を計上しましたとの答弁に対し、5名の委員はどのような方を想定しているのかとの再質問に、市側より、弁護士、内科医、臨床心理士、学識経験者として大学でいじめ問題を研究している方、教育経験のある方を想定していますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論に入り、当初予算から設計できるものが多いが見込まず見せかけで当初予算から減らしているのではないかと疑いがあると思う。当初から適正に考えていただきたいとの反対討論があり、採決の結果、議案第72号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、議案第73号令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

質疑や討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第74号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）を審査いたしました。

委員から、通所型予防事業が増加している要因はとの質問に、市側より、新型コロナウイルス感染症による影響が和らいだこと、市が積極的に取り組んでいる事業であることから増加していると分析していますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第74号は、全会一致で原案を了承いたしました。

最後に、議案第75号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

委員から、夏場の暑さのみでは理解し難い水道料であると思うが、他の要因があるのではとの質問に、市側より、水道料が増加した要因は、農業集落排水処理場において、真空ポンプを冷やす水が冷却塔の機能では適正な温度までなかなか下がらず、水タンク内へ水道水を供給することで適正な水温まで下げた結果と考えていますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第75号は全会一致で原案を了承いたしました。

以上、4件について、原案を了承いたしましたことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方は明瞭簡潔にお願いいたします。

順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第54号弥富市部設置条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

本案は、弥富市役所の現状を無視した到底認められない改正です。理由は5点です。

第1に、身の丈に合っていません。人口4万3,000人の弥富市が30万人都市のような組織図をつくっても意味がありません。これは単なる中核市の劣化コピーです。実態のない立派な箱だけ造って、一体何をするつもりですか。

第2に、やるべき順序が逆です。9月定例会で、業務量の調査委託を決めたばかりじゃありませんか。まず1年かけて、1年半ですか。現状を精査し、無駄を省くのが先のはずです。それが必要だというふうに、ここで部長が力説されていました。そのプロセスを飛ばして、なぜ今慌てて組織をいじるのですか。

現場は既に限界です。730万円の欠損や課税ミス、議決漏れ、これらは現場のきしみです。今やるべきは、看板の架け替えではなく業務の正常化です。

第3に、組織を細切れにし過ぎです。課は仕事の対象単位であり、家族のようなものです。これ以上細分化すれば、1つの課の人数が減り過ぎています。欠員が出たら誰がカバーするのですか。災害時に誰が動くのですか。組織としての力が弱まっています。

第4に、組織が肥大化しています。近隣の同規模市と比べても、これは岩倉、高浜のことですが、弥富市の組織は既に多過ぎます。地方自治法の原則は、最少の経費で最大の効果です。今回の改正は、屋上屋を架すように、部長というポストを増やし人件費を上げるだけです。行政改革に完全に逆行しています。

第5に、役所の縦割りが悪化します。要であるところの総務部を分割することに反対します。組織を割れば割るほど組織の間の壁は高くなります。調整業務ばかり増えて、現場の職員はさらに疲弊します。

結論を申し上げます。本改正は、検証不足のまま見た目だけを整える上辺だけの改革です。効率を下げ、職員を苦しめ、結果として市民サービスを低下させます。よって、本議案には強く反対いたします。

続きまして、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、図書館と歴史民俗資料館を教育委員会から市長の下へ移すものです。これには重大な懸念があり、賛成できません。理由は3点です。

第1に、専門性の軽視です。歴史民俗資料館は単なる展示場ではありません。弥富の歴史を守る学問の拠点です。文化財の保護を行っています。だからこそ、政治から中立な教育委員会が所管すべきなのです。図書館についても同様です。市長部局にすれば、学術調査よりも観光やイベントが優先されかねません。本来の教育的価値が損なわれることを危惧します。

第2に、理由が通りません。市は、結局は建物は一緒になるから権限も移すという論理のようです。しかし、建物が同じでも教育委員会が管理すればいいだけの話です。場所と権限は別の問題です。これは単なる役所の都合であり、市民のための変更ではありません。

第3に、質が下がります。効率化という名の下に、専門家が軽視されていませんか。行き着く先は、安かろう、悪かろうです。教育や文化は一度壊れたら取り返しがつきません。拙速に進めるのではなく、教育委員会の下で腰を据えて育てるべきです。

結論を申し上げます。本案は、弥富市の教育と文化の根幹を揺るがすものです。よって、強く反対いたします。

議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、あまりにも拙速な内容であり、まちづくりの哲学がありません。理由は3点です。

第1に、全体計画がありません。条例に目的がすかすかなんです。市内には既に社会教育センターやコミセンがあります。これらとどう使い分けるのですか。全体の在り方を検討しなければ無駄な重複を生むだけです。

第2に、単なる数合わせです。本案の正体は、施設の統廃合といって職員ポストの削減です。行政都合です。弥富の歴史や文化を守り、本当の意味におけるまちなかの交流とは何かという視点が全く見えてきていません。

第3に、安易な箱物行政と言わざるを得ません。結局のところ、箱を造ったから後づけで条例をつくる管理条例です。順序が逆です。そこでどんな交流を生むのか、ビジョンが全く見えません。まさに仏作って魂入れずです。

結論を申し上げます。この条例には、まちづくりの思想がありません。市民不在のまま、行政の都合だけで進めるのはやめてください。市民の視点で、ゼロから議論し直すべきです。よって、本議案には強く反対いたします。

議案第68号デイサービスセンターの指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

この前後に5件の指定管理者の条例が出ていますが、ほぼ同じ趣旨で、手放しの賛成ではありませんので、執行部に反省を促す条件付の賛成という討論をさせていただきます。

確かに事業者が変われば利用されているお年寄りには大きなストレスです。なので、そのことを優先して、今回は継続やむなしと判断しました。

しかし、選定プロセスは不十分です。なぜこの事業者でいいのか、客観的なデータ、成果の説明は、私は十分であったと思えません。あるいは、積極的に説明されていません。今ま

でどおりでいいという前例踏襲の惰性にしか見えません。この指定管理者制度の目的は、本来市がやるべきことではあるけれども、民間力によるサービス向上と経費の削減です。そのためには、市がやるより確実によいという根拠が必要です。単なる管理代行ではありません。

よって、次の5年間、2つのことを強く求めます。

第1に、徹底した監督とその公開です。事業者任せにせずに、自治体に利用者の満足度や内容を資料によって提出を求め、それをチェックし、その情報を市民に公開してください。

第2に、5年後のゼロベースでの見直しです。継続ありきという甘い考えはやめてください。あくまで公募による競争、完全民営化、あるいは廃止も含めて聖域なく検討すべきです。

結論を申し上げます。取りあえず任せておけば安心という思考停止はやめてください。緊張感のある運営を強く求めます。もちろん今ある事業者の方とコミュニケーションを取って、事業者の事業内容をよくしていくということを求めて賛成討論といたします。

最後に、議案第72号、一般会計補正予算（第8号）に対して、反対の立場から討論を行います。

本補正予算案には、到底看過できない極めて不透明かつ危険な予算が含まれており、市民の財産を守るべき議員として賛成することはできません。

第1に、上野グラウンドにおけるサウンディング型市場調査の業務委託についてです。

このサウンディング型という言葉自体が非常にまだ日本にはなじんでいない、ある意味危険な言葉なんです。まずそれ以前に、公共施設の廃止、転用における手順が根本的に間違っています。公共施設の役割を終えるのであれば、まずは他の行政目的、学校教育、社会教育等への転用を検討し、次に地域コミュニティのために活用を模索すべきです。市長自らが説明会で、小・中学校の廃校に当たってはこの3段階を経るというふうに公言されています。地域住民にとって、その場所がなくなることで地域活動が成り立たなくなるおそれがないか、徹底的に対話を行うのが筋です。

そうした公的利用、地域利用の可能性を十分に検討することなく安易に民間利用ありきで話を進める姿勢は、行政の怠慢と言わざるを得ません。

さらに問題なのは、このサウンディング調査と称するものを400万円以上の委託料を払って民間コンサルタント事業社に丸投げしようという点です。サウンディングというのは、本来、市が主体となって民間事業者と、対話というんですが、アイデアを募るものです。なぜここに仲介業者を挟む必要があるのでしょうか。特定のコンサルタント会社に、どの企業の参入を認めるか、どのような条件を設定するかという裁量権を持たせることは極めて危険です。私はここに官製談合や利益誘導の温床になってしまうリスクを強く感じます。仲介業者が特定の企業を優遇するようなストーリーを書き、その見返りにバックリベートや不当な利益供与が行われていないという保証はどこにあるのでしょうか。調べようがありません。

ん。本当に民間活力を導入したいのであれば、市が直接サウンディング、つまり聞けばいいんです。済む話です。売却ありきならば、透明性の高いプロポーザル方式や入札を行えばいいのです。

わざわざ市民の税金を400万も使って特定の業者に便宜を図るためのお膳立てを依頼するような疑惑が持たれるようなこの予算には断固として反対します。

第2に海翔高校跡地の利活用に関する予算についてです。

これについても、決定プロセスがあまりにも不誠実であり、将来に禍根を残す懸念があります。これまで地元住民や議員が、私ではありませんが、多くの議員が一般質問等で跡地の活用を提案した際に、具体的に愛知県で借りたらどうかという質問がありました。無理だ、できない、全く取り合おうとしませんでした。

それが一転して、この議会が終わった直後の12月25日ですか。ちょっと日にちは正確でないかもしれませんが、協定を締結するという話が唐突に出てきたんです。なぜこれほど重要な決定を議会や市民の目の届かない密室で進め、ぎりぎりまで隠し通してきたんですか。決定プロセスを秘匿するという事は、表に出せない何か、すなわち特定の政治家や利益団体への便宜供与などの裏があるのではないかと勘ぐらざるを得ません。

特に強調したいのは、この利活用に関しては、7月の地元十四山中学校に関する説明会でも意見がありました。議会や地元住民への説明はその後全くない。されていません。

本事業は、愛知県教育委員会の公的な施設、旧海翔高校を弥富市が公金を使って市民に利用提供する事業です。したがって、あくまで公平な利用が担保されなければなりません。万が一にも、例えばですけど、市長が代表を務めるクラブチームなどが独占的に利用するようなことがあっては断じてなりません。そんなことはないと思いますけれども。どんな団体に対しても、えこひいきや特定の団体が事実上独占できるように恣意的に要綱を定めるなど、不公平な運用は許されません。誰でも公平に使える環境が保障されなければ、弥富市の行政に対する信頼は完全に失墜します。今回、工事をやるといっているんですけど、要綱を実際に私たちは見せてもらっていませんから、質問しても。公金を使う以上、特定の誰かのための施設であってはならないのです。

結論として、本補正予算は手続の公正さを欠き、疑惑と不信感に満ちたものです。弥富市の貴重な財産や公金が不透明なプロセスによって安くたたき売られたり、一部のものが私物化や利権の道具にされたりする疑いが持たれてはなりません。

よって、市民に対する説明責任と公平性、透明性が確保されていない本議案に対して強く反対いたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従い、討論いたします。

議案第55号、56号、58号について、反対の立場で討論いたします。

まず議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査会の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について、反対の討論です。

多機能端末機による交付を100円にすることは、この端末機を利用するきっかけづくりと聞きました。多機能端末機はマイナンバーカードを持っている市民のみに使えるもので、そしてマイナンバーカードの取得は任意ですが、持つ市民、持たない市民で手数料の金額に差ができる部分に賛成しかねます。

多機能端末機による交付を100円にすることは、この端末機を利用するきっかけづくりと聞きましたが、無人の端末機の利用促進はいつの日かの職員の業務負担の軽減になると言われますが、長い目を見て、自治体自身、弥富市自身のリストラにつながっていくことを危惧します。自治体職員の雇用が減ったり、いつの日かの人員削減などの部分が心配です。その部分でも賛成できません。

次に、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、反対の討論です。

一体的な管理という説明が市からありましたが、時の多数派を背景として当選した時の市長は、図書館や歴史民俗資料館の設置、管理、執行をすることは権力が集中し過ぎます。そして危険であると考えます。個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立、公正であることは大変重要であり、教育行政の執行に当たっては特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要であると文部科学省も言っています。それは教育基本法にも書いてあります。図書館、そして歴史民俗資料館は教育部の管轄ですから、今のまま教育委員会が管理、執行することが大原則と考えます。教育行政の自主性確保、時の権力者、時の政治からの中立が必要の観点から反対です。

最後に、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

営利目的利用を分かりやすく定めたのはよいと思いますが、使用料の改定は市場の原理と同じような関係に置き換えようとするものと感じます。負担の公平性を確保と言われていますが、市民の所得格差を考慮していただきたいとも考えます。

弥富市の公共施設が果たしている設置目的や役割を考えると、民間会社のように売上げ重視するような社会情勢に即対応ということではなく、特定の施設は市民生活の厳しさに寄り添って使用料を低いままにするなど、あってもよいと考えます。社会情勢を即反映させる公共施設使用料の改定は反対です。

以上、議案3つ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第59号、60号、61号及び議案第72号について、いずれも反対の立場から討論を行ってまいります。

議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてですが、この議案は再配置計画の中で産業会館及び市民ホールの廃止というものもうたわれています。

しかし、この産業会館の跡地については、現時点で具体的な活用方針が示されておらず、将来的な見通しも不透明です。産業会館や市民ホールは、市民の自主的な活動や交流、にぎわいの創出に寄与してきた重要な公共空間であり、これらを廃止することは、市民が集い活動する場を減少させることにつながります。にぎわい創出を掲げながら、実際には市民の活動拠点を失わせる、そういったことは政策として整合性を欠くものと言わざるを得ません。活用方針が定まらないままの廃止のみを先行させることには強い懸念があり、この議案には賛成できません。

議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、この議案は簡単に言えば家庭的保育事業、少人数を預かる保育施設の要件の規制緩和です。

弥富市には、現在、家庭的保育事業はなく参入されるような企業からの相談もないということの説明はありました。しかし、この議案により規制緩和を進めていくことは、少人数で小さな子供を預かる保育形態が増える可能性を伴います。保育の多様化そのものを否定するものではありませんけれども、規制を緩和することによって施設緩和や職員体制が十分に確保されないまま事業が行われる場合、事故や安全面でのリスクが高まることが懸念されます。

とりわけ、乳幼児の命と安全を最優先に考えるべき保育分野においては、慎重な制度設計と十分な監督体制が不可欠であり、規制緩和には賛同できません。

議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、この議案はこども誰でも通園制度において、特定保育を行う場合、設備及び職員配置の基準を適用しないとする内容です。設備基準や職員配置基準は、子供の安全を守るために設けられている最低限度の基準であり、過去からの経験と反省からつくられています。それらを適用しないということは、事故発生のリスクを高める要因となります。

離島対応を理由とした説明がされております。離島を有しない弥富市においては、そのために改正する整合性がなく、現行の制度のままで対応することが妥当であり、条例改正する必要はありません。

保育は効率や柔軟性よりも、まず命と安全が最優先される分野です。事故が起きてからでは決して取り返しがつきません。その重みを考えれば、この議案を安易に進めることは強い

懸念を抱かざるを得ません。子供の安全を後退させるおそれのあるこの議案に対しては賛同できません。

続きまして、議案第72号、弥富市一般会計補正予算の第8号ですが、この補正予算の議案ですが、本来、当初の段階で見込むことが可能であった内容が見込まれないまま、この時期に補正予算として計上されています。それは中学校の学校給食調理委託料の減額にも代表される状況であります。

補正予算は、緊急性や予見困難な事象に対するものであり、当初から想定可能な経費が補正で計上されることが常態化すれば、予算編成の信頼を損なうこととなります。今後の予算編成の精度向上を強める意味からも、この議案に対しては反対させていただきます。

以上、4件の議案の反対討論とします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第55号及び57号に対して、反対の討論をさせていただきます。

まずは、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について。

4年前の9月にデジタル庁が設置され、マイナンバーカードをはじめとするデジタル化が進められています。デジタル化の時代にあって、写し交付に係る記録媒体での交付の検討も行わない中での手数料値上げのみの議案には賛成できません。

続きまして、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について。

今回の議案によれば、選挙のポスターの印刷代金が1枚4,025円となり、公費負担額が1枚当たり4,000円を突破します。選挙掲示板設置場所が弥富市と同じである92か所の津島市では、さきの9月議会で同じ条例の一部改正が行われていますが、2,306円であり、何の問題も起きておりません。昨年の市議会議員選挙では、1枚当たりの請求額が600円を切るものから3,410円と5.7倍の差がありました。条例では、上限の金額とされておりますが、上限額に近い金額での請求をする悪徳印刷業者が後を絶たない。猫を追うより皿を引け。

公費支出を抑えるためにも、値上げの必要はございません。この値上げ条例には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第72号、以上5件の議案

について、賛成の立場から討論を行います。

1つ目は、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正についてです。

本議案は、社会情勢の変化や物価上昇を踏まえ、行政サービスの適正な受益者負担を確保し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図る妥当かつ必要な条例改正です。住民票や各種証明書の交付は市民生活に不可欠であり、その提供に要する経費や人件費を考慮すれば、手数料見直しは合理的な方法であります。

また、多機能端末での証明書交付について、令和8年度中、1通100円とする特例は、窓口事務の負担軽減、窓口依存の抑制、業務の効率化や待ち時間短縮につながり、行政経費や行財政改革の推進に資する施策であり、デジタル行政推進の観点からも意義深いものでありますので、議案第55号は賛成いたします。

2つ目は、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてです。

本条例は、まちなか交流館のリニューアルを契機にまちなか交流課を設置し、図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理等に関する事務並びに文化財の保護に関する事務を市長が管理し及び執行するものであります。図書館や文化財は学校教育のみならず、生涯学習、観光振興、地域交流、まちづくりと密接に関わる分野であり、市長部局が一体的に所管することで施策の迅速化と柔軟な施策運営が可能となります。このまちなか交流館は交流拠点としての活用や、文化資源を生かした地域活性化にも大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、議案第56号は賛成いたします。

3つ目は、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正についてです。

本議案は、弥富市第5次行政改革大綱及び公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、行政改革を実効あるものとして前進させるために不可欠な改正であります。公共施設の使用料を利用者が受ける利益に応じた適正な水準に是正し、市民負担の公平性を確保する点で、行財政運営の原点に立ち返る取組であります。

対象は、総合社会教育センターをはじめ市内13施設に及び、施設横断的に見直す点に意義があります。市外利用者は2倍、営利目的は4倍の設定や、原価に基づく負担割合の設定は合理的かつ透明性の高い運営に資するものでありますので、この条例は評価できるものであります。よって、議案第58号は賛成いたします。

4つ目は、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてです。

本条例は、市民が調べ、知り、交流するとしてまちなか交流館を設置し、にぎわい創出と地域活性化を図ることを目的とする。本市では、少子高齢化や人口の流れの変化により駅周辺を中心とする中心市街地の活性化低下が課題であり、市主体の交流、情報発信拠点の整備

は大変意味深い取組であります。

本施設は、交流、多目的スポーツ、図書館、歴史民俗資料館の3機能を一体的に活用し、世代間交流や地域の歴史、文化、産業の発信拠点となることが期待されるものであります。全国有数の金魚産地としての魅力発信や、観光振興にも寄与し、使用料設定により受益者負担を確保することで持続可能な行政運営が図れるものと考えことから、議案第59号は賛成いたします。

5つ目は、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）です。

本補正予算は、歳出、10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費において、体育施設整備工事請負費として328万8,000円が増額計上されております。この増額は、閉校となった県立海翔高校のグラウンドを市民や各団体が利用できる体育施設として活用するため、市と県教育委員会で施設管理運営委託契約を締結し、安全かつ円滑な利用に必要な仮設トイレ、給水管工事、防球ネット設置など、最低限の整備を行うものであります。閉校した施設を活用し、新たな用地取得や大規模建設を伴わず市民のスポーツ、健康増進や地域活動の場を確保するものとして資産有効活用の取組であると考えます。

以上のことから、議案第72号は賛成いたします。

これをもって、以上一括して5つの議案について賛成の討論をさせていただきました。以上で終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号から議案第71号まで、以上10件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第71号まで、以上10件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号から議案第75号まで、以上3件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第75号まで、以上3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀岡敏喜君） ここで暫時休憩します。再開は午後3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日、安藤市長より議案第76号から議案第83号まで、以上8件が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第83号まで、以上8件を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第76号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第77号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第26 議案第78号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第27 議案第79号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第80号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

日程第29 議案第81号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第82号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第31 議案第83号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第24、議案第76号から日程第31、議案第83号まで、以上8件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案4件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第76号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましては、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、みんなの暮らし応援給付金及び物価高対応子育て応援手当を支給するなどに必要な経費を計上するほか、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員を含む職員等の給与の改定に係る費用などを計上するものであります。

次に、議案第81号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第82号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第83号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の給与の改定に係る費用を計上するとともに、今後の執行見込みに合わせ予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 追加議案について御説明いたします。

議案第76号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。
2. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の175に引き下げることとした。
3. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、2については令和8年4月1日から施行し、1については令和7年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第77号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。
2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の175に引き下げることとした。
3. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、2については令和8年4月1日から施行し、1については令和7年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第78号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 給料表の給料月額を平均3.2%引き上げることとし、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、高校卒を1万2,300円、大学卒を1万2,000円引き上げることとした。
2. 一般職の職員の通勤手当について、引き上げることとした。
3. 一般職の職員の宿日直手当について、4,700円に引き上げることとした。
4. 一般職の職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。
5. 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとした。
6. 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、支給割合を100分の72.5に引き上げることとした。
7. 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、支給割合を100分の52.5に引き上げることとした。
8. 一般職の職員の期末手当について、支給割合を100分の126.25に引き下げることとした。
9. 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の106.25に引き下げることとした。
10. 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、支給割合を100分の71.25に引き下げることとした。
11. 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、支給割合を100分の51.25に引き下げることとした。
12. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を40万5,000円に、2号級の給

料月額を45万5,000円に、3号級の給料月額を50万8,000円に、4号給の給料月額を57万4,000円に、5号給の給料月額を65万5,000円にそれぞれ引き上げることとした。

13. 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の97.5に引き上げることとした。

14. 特定任期付職員の勤勉手当について、支給割合を100分の90に引き上げることとした。

15. 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の96.25に引き下げることとした。

16. 特定任期付職員の勤勉手当について、支給割合を100分の88.75に引き下げることとした。

17. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、8から11まで、15及び16については令和8年4月1日から施行し、1から3まで及び12については令和7年4月1日から、4から7まで、13及び14については同年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第79号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 短時間勤務会計年度任用職員の報酬の基準となる額の上限について、引き上げることとした。

2. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。

3. 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとした。

4. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の126.25に引き下げることとした。

5. 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を100分の106.25に引き下げることとした。

6. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、4及び5については令和8年4月1日から施行し、1については令和7年4月1日から、2及び3については同年12月1日から適用することとした。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましても、歳入歳出それぞれ5億3,168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億9,095万3,000円とするとともに、繰越明許費を追加するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1億3,528万円、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金 2 億 5,862 万 1,000 円、財政調整基金繰入金 1 億 3,288 万円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、みんなの暮らし応援給付金給付事業のみんなの暮らし応援給付金 1 億 8,750 万円、民生費におきまして、物価高対応子育て応援手当支給事業の物価高対応子育て応援手当 1 億 3,528 万円、衛生費におきまして、令和 8 年 2 月、3 月分の上水道基本料を免除するために海部南部水道企業団負担金 5,315 万 2,000 円を計上するものであります。

また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員を含む職員等の給与の改定に係る費用を計上するとともに、人事異動に伴う職員構成の変動等による増額が生じることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第 81 号令和 7 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 49 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 5,714 万 1,000 円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては一般会計繰入金を 49 万 4,000 円増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第 82 号令和 7 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 69 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 7,624 万 3,000 円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、国庫支出金の包括的支援事業・任意事業交付金 34 万 6,000 円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用 90 万 1,000 円を増額計上する一方、介護保険支払準備基金積立金 20 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 83 号令和 7 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減を生ずることから、収益的支出におきまして人件費 306 万 7,000 円を減額し、収益的支出の予定額を総額 10 億 888 万 8,000 円とし、資本的支出におきましても人件費 93 万円を減額し、資本的支出の予定額を総額 13 億 4,942 万 1,000 円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

まず議案第80号の一般会計補正予算（第9号）ですが、みんなの暮らし応援給付金について、先ほど少し確認させてもらいましたが、口座確認とマイナ口座の人はそのままされるということなんです、郵送で恐らく確認書類を送付するということだと思いますけれども、これがマイナ口座を持っている人にも確認用封筒が送られるのか。また、その返信用封筒を考えれば、その郵送費、郵便料が入っておりますけど、これで足りるのかということで、何人想定されているのか、まず1つ目、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） こちらのほうですね。マイナンバーを使いましてプッシュ型でこの口座でよろしいかという通知のほうを送ります。これに間違いがなければ返信は特に必要はございません。

郵便料としましては、1万4,000件を見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 続きまして、先ほど児童クラブの職員について確認させてもらいましたが、どれだけ増えたのかというのがまだ分からなかったもので、今分かれば教えていただきたいのと、職員が増えたにもかかわらず、じゃあなぜこの期末手当のほうは減額されているのか、その減額理由を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤児童課長。

○児童課長（伊藤一幸君） 人数につきましては、補助員としまして5名と、支援員としまして2名で合計の7名分となります。

そして、期末・勤勉のほうが減額となった理由につきましては、支給対象者じゃないものの増額となりましたので、対象者分について減額となりました。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 対象者、もともとから見込んでいけば減額にならないと思うんだけど、まあいいや。その辺使うとまた3番目ができなくなるので、ちょっと別件でもう一つ。

今回、裁判によって敗訴が確定した件で、残土の部分で固定資産税を過大請求されたと思うんですが、その取り過ぎた分というのはこの返還予算として反映されていないんですが、それは返還しないんでしょうか。補償の10万7,000円は入っているんだけど、この返還分というんですか、そういうのは入っていない。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 御答弁申し上げます。

こちらは予算は入っておりません。

○7番（那須英二君） 返還しない。

○税務課長（岩田繁樹君） はい。今後改めた上で、返還ということではなくて、そちらを戻すような格好で、そちらの予算については入っていません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） はい、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）について、3点質問させていただきます。

この中にある賠償金10万円と遅延金7,000円について、1点目、裁判費用として印紙代もかかっていると思いますし、それから市側の弁護士費用が1審、2審、それぞれ幾らかかっているのでしょうか、まず1問目です。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） まず印紙の費用でございますが、すみません。今手元に資料がございませんが、また改めてちょっと調べて答弁させていただきます。

それから、弁護士費用でございますが、第1審につきましては着手金が税込みで55万円、第2審につきましては、こちらも税込みで着手金が22万円、この後、その他の事務経費、こちらはまだ算定中でございますが、事務経費、また今回の訴訟において原告の訴えが退けられた部分がございますので、そちらの部分については退けた割合でいわゆる事後の報酬としてまた弁護士と調整して、そちらについてはまたお支払いをする予定をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 2問目ですが、この問題、非常に分かりにくくて、新聞報道等でも誤解を受けているという指摘もありますので、市長として、広報「やとみ」で詳しく説明する、あるいは記者についても単なる資料提供だけじゃなくて詳しい記者会見をする予定はあるのかなのか、お答え願います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますけど、議案質疑の範囲を超えますのでその質問は受け付けられません。疑義をただすのみです。

質問を続けてください。

○11番（佐藤仁志君） 3点目ですけれども、今まで、あるいは今後、本10万7,000円をどのように渡すか、あるいは面談するかについての御予定をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 今回、補正予算で10万7,000円の計上をさせていただいております。こちら判決が確定次第、地権者の方に対してお支払いをする予定をしておりますが、どのような形でということについては今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○11番（佐藤仁志君） 質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第83号まで、以上8件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）に反対の立場から討論を行います。

本補正予算案には、国家賠償法による損害賠償金として10万7,000円が計上されています。この予算の計上は、単なる事務的な数字の処理ではありません。弥富市の行政事務において、司法が断罪するほどの重大な違法行為があり、市民に損害を与えたという動かぬ証拠であります。

まずこの事件の本質について指摘しておかなければなりません。この事件は非常に複雑な経緯をたどっており、一般の市民には一見して分かりにくいと思います。しかし、司法が下した最終的な判断は極めて明快です。それは弥富市が自分たちの課税に関する内規にとらわれるあまり、国の法律や指針を逸脱したという事実です。安藤市長は、土地の評価額と固定資産税をある日突然数十倍に引き上げるという課税措置を行いました。裁判所は、これについて裁判の中で、市が自らつくった内規を盾にして、本来従うべき国の法律や指針から逸脱した違法な処分であると認定しました。まずはこの市が法律よりも内規を優先させ違法行為

を行ったという事実を、安藤市長は市民に対して、ごまかさずに分かりやすく説明する義務があります。

その上で本議案に反対する理由は大きく分けて3つです。

第1に、国家賠償法に基づく判決がもたらした弥富市の汚点に対する認識が欠如していることです。

今回の判決は、単なる敗訴ではありません。国家賠償法に基づき行政の違法性が明確に認定された。滅多に国家賠償法は認められないんです。この事件は、一連の問題を含めてほぼ全国的に報道されています。

さらに言えば、この判決は今後の同種裁判において常に参照されるであろう判例として永久に残り続けていることとなります。既に、ホームページにも判例として閲覧することが可能になっています。

弥富市は、法曹界や行政の歴史に悲しき記念すべき判例という不名誉な名を刻んでしまったのです。このことが弥富市及び弥富市民の名誉をいかに深く傷つけているか、執行部にはその自覚が全くありません。それほど滅多に出るものではない重大な事態を招いたことに対して、まずは猛反省をすべきであります。

第2に、市長、副市長の判断の誤りと、それによる事態の長期化です。

そもそも第1審の段階で冷静に判断していれば、早期に和解し傷を浅く済ませることもできたはずですが。しかし、市はあえて反論を続け、地裁で完膚なきまでに論破されました。それにもかかわらず、さらに傷口を広げるよう控訴に踏み切ったのはなぜですか。控訴を最終決定したのは、ほかならぬ安藤市長と村瀬副市長です。当然、弁護士等のレクチャーを受け是非を判断した上での決定だったはずですが。

しかし、結果はどうですか。高裁の判決は地裁の判決とほとんど同じ内容でした。これは市長と副市長の判断が決定的に間違っていたことの証明にほかなりません。前から言っているように、市独自の内規にこだわり続け、法律に違反してまで納税者に自分たちの都合を押しつけました。その誤った判断が解決を先延ばしにし、市の恥を上塗りしたんです。

第3に、事後対応の不誠実さと責任の取り方が示されていないということです。

ただ黙って賠償金を嫌々支払うだけでは事態の收拾になりません。きちんと広報紙を通じて、市が内規に固執し法律を犯してしまったという事実を包み隠さず市民に説明する義務があります。そして、記者についても取材についても取材に来いじゃなくて、きちんと記者会見を開き質疑を受けるべきです。そして、被害を受けた市民の元へ足を運び直接謝罪することは当然ですが、それだけで失墜した信頼は取り戻せません。

市長と副市長は、自らの進退を明らかにするべきです。今回の賠償金10万7,000円及び裁判費用ですね。先ほど質問しましたが、数十万円、これは自らの給与減額等で補填すること

は最低限の責任の取り方です。しかし、弥富市と市民の名誉を真の意味で回復するためには、それ以上のきちんとしたけじめをつけることが必要不可欠です。

あわせて本議案には議員及び特別職の給与に関する予算が含まれているために反対します。

このような歴史的な汚点を残し、市民に損害を与えながらトップが身を切る改革も責任も示さずに、漫然と給与に関する予算が計上されていることは、これは特別職のことですけどね。特別職、議員のことですが、市民感覚として到底容認できるものではありません。これ以上、ずるずると問題の解決を先延ばしにするべきではありません。一刻も早い事態の収拾と、トップの明確な責任の所在が示されない限り、この予算案を認めることはできません。行政としての凶事をただし、市民に顔向けできる対応を強く求め、本議案への反対討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第80号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

この補正予算の中には物価高騰対策が含まれています。この対策に対しては大賛成で、いいところだと思うんです。また、職員等の報酬アップについても、これを異論することはありません。これは本当にいいことだと思います。

ところが、少し不可解なのは、こうした職員等を増員しているにもかかわらず期末手当の減額がされている。これは児童クラブに限らず、保育所等の会計年度にも減っているということなので、これはやっぱり不可解で、説明がされていないというところで、ここを危惧するのは、やはり期末手当を支払わないがためにうまく調整しているという懸念があるわけで、そういった雇用の仕方というのは改めていただきたいというふうに思っています。

もう一点は、先ほど佐藤議員も言うておりましたけれども、この残土の問題が今片づいて、費用弁償を行うということなんですが、とはいえ今後の補償というか対応について、例えば年間の8,000円ぐらいの固定資産税が61万円ほどに上がっていたわけですが、この補償についても今後の検討ということでは言われましたけれども、しっかりと行っていくべきだというふうに考えておりますので、そうしたこともしっかりと今後対応していただかないといけないというふうに思っています。

また、それに伴って市長等、やっぱりこの裁判に対しては私も当初から反対しておりました。控訴はするべきではないということで提案しておりましたが、そういうような中で強引に控訴に踏み切ったこうした結果を招いています。そういう中で市長、副市長等の責任は免れないというふうに思っていますので、その点も含めてしっかりと反省していただきたいとい

う意味を込めて、この議案について反対とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第76号と77号に反対を述べさせていただきます。

78号、79号については一般職の生活給でございますので、これを反対するものではございませんが、76、77については議員及び特別職の報酬の言わば値上げ、去年のたしか12月もこれと同様な議案が出まして、2万5,000円だったか3万円ぐらい余分にいただいたと思うんですけど、議員については、この追加でまた1回のボーナスが100万円を超える。この一般の市民が物価高騰と災害等で困っておるときに、これをやる必要があるかという非常に疑問に思います。1階には、いつも年中募金箱が並んでおります。そのぐらい困った人がいっぱいいる中で、このような追加の手当をいただく必要はないと思います。

したがって、76号、77号の議案については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第76号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号及び議案第79号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号から議案第83号まで、以上3件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員から発議第3号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 発議第3号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第32、発議第3号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第3号の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第3号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書は、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されますように適切な措置を講ずるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

可決されましたので地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第33、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件は配付のとおり議員を派遣することに決しました。

お諮りをいたします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第34 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第34、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出のとおりに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

ここで、安藤市長より、年末に当たり発言を求められておりますので、許可いたします。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和7年第4回12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月26日から本日までの28日間にわたり提案いたしました全ての議案につきまして、慎重審議を賜り可決・承認をいただきましたことに、誠にありがとうございました。

今会期中、議員の皆様方からいただきました数々の御指摘、御意見等を真摯に受け止めて、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

また、この1年間、厳しい行財政状況の中にもありましても市政を推進することができましたのは、ひとえに議員各位の深い御理解と御支援のたまものと心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、時の流れは誠に早いもので、私が市政を担当させていただきましてから8年目を迎えております。任期の最終年を迎えるに当たり、これまで市民の皆様からいただきました信頼と期待に応えるべく、残された任期一日一日を大切に全力で職務に取り組んでまいり所存でございます。

私は就任以来、風通しのよい職場づくりと職員の意識改革を旗印に、常に市民本位の行政運営を心がけてまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機、各地で発生する線状降水帯や記録的豪雨のほか、大規模な地震による甚大な自然災害、そして長期化する物価高騰など、国内外ともに激動の時代を経験してまいりました。振り返りますと、本年も全国各地で自然の猛威による災害が相次ぎました。幸いにも、本市におきましては大きな災害を免れましたが、私たちの想像をはるかに超える規模の災害がいつどこで発生してもおかしくない状況であります。市民の皆様生命と財産を守ることが私の最大の責務であり、今後も危機管理体制の一層の強化に取り組んでまいり覚悟でございます。

本市におきましても、避けることができない人口減少、少子高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少、公共施設の老朽化など、将来を見据え乗り越えなければならない課題が山積しており、極めて厳しい状況が続くことが想定されます。このような困難な時代にあっても、市民サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、私自身が先頭に立って子育て支援対策の充実、地域医療、福祉の支援体制づくり、持続可能な地域公共交通の形成、そして弥富駅周辺の一体的なまちづくりなど、市政の諸課題に全庁一丸となり誠実に取り組んで

まいります。

引き続き、市民の皆様への丁寧な情報提供を行うとともに、常に皆様の声に真摯に耳を傾け、弥富の未来を市民の皆様と共につくり上げ、将来にわたり持続可能で元気な明るいまちの実現に向けて全力を尽くしてまいり所存でございます。今後とも、市議会や市民の皆様の英知と力を結集し、私自身全身全霊をかけて市政運営に当たってまいりますので、より一層の御支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、寒さ厳しき折、これから年末に向けて何かと立て込んでくることとは存じますが、議員各位におかれましてはどうか御自愛され、御家族共々健康で幸せに満ちた輝かしい新年を迎えられますとともに、来る令和8年が市民の皆様にとりまして希望に満ちたよき年となりますことを心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会をもちまして、令和7年におけます全ての定例会が終了することとなりました。議員各位におかれましては、会期を通じ市政の重要課題に真摯に向き合い、活発かつ建設的な技研を尽くしていただいたことに心より感謝を申し上げます。

私が議長に就任をしてから間もなく2年を迎えようとしております。この間、地方分権の進展とともに、議会にはこれまで以上に説明責任と政策形成機能が求められるようになってまいりました。本年は、そうした時代の要請を踏まえ、議会自らが課題を掘り下げ調査・研究を重ねる所管事務調査に本格的に取り組み、その成果を市長並びに執行部へ政策提言として示すなど、議会改革の具体的な一歩を踏み出した年であったと受け止めております。限られた財源の中で、何が真に市民のためになるのかを議会として考え抜き、単なるチェック期間にとどまらず提案する議会へと歩みを進めてきたことは大きな意義を持つものであります。この取組が実現できましたのは、議員各位が合議体としての自覚を持ち、それぞれの立場を超えて議論を積み重ねてこられた結果であり、深く感謝を申し上げます。

一方で、物価高騰や人口減少、地域コミュニティの維持など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。こうした時代だからこそ、議会が自らの役割と責任を不断に問い直し、市民の信託に応える姿勢を持ち続けることが不可欠であります。今後とも、議員一丸となり議会改革を着実に前へ進めるとともに、市民に開かれ信頼される議会の実現に向けて共に努力を重ねてまいりたいと思います。

年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期でございますが、議員各位におかれましては健康に十分留意をされ、穏やかに希望に満ちた新年を迎えられますことを心より祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

これもちまして令和7年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 那須英二

同 議員 加藤明由